

2021年3月1日

法科大学院

学生、教職員 各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長

G.W. バークレー

法科大学院長 宮崎 幹朗

「西南学院大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」に基づく
感染拡大警戒レベルⅢへの変更及び法科大学院棟の開館時間の延長について

政府による緊急事態宣言の解除を受け、対策本部における判断に基づき、本学における感染拡大警戒レベルは「レベルⅢ（経過観察期）」に変更することになりましたので、法科大学院の対応は下記の通りといたします。

なお、福岡県を対象地域とした緊急事態宣言は解除されるものの、本学においては、これから卒業式等、より一層の緊張感をもって感染対策を行う必要がある行事を控えております。今後も徹底した手洗いの励行、マスクの着用、3密(密閉・密集・密接)の回避、換気の徹底等、感染拡大の抑制に向けた対応を継続しなければならない状況に変わりはありません。

感染拡大防止のためには、大学に関わる皆様のご協力が不可欠となります。格段のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 法科大学院の教室利用及び開館時間の延長

開始日 3月1日（月）

時 間 平日・土曜日 7時から23時

日曜日 13時から23時

場 所 法科大学院 教室（事前予約制）

目 的 司法試験受験直前期の学修のため

*教室内では換気の徹底と会話を控えてください。

*図書館分館は3月6日（土）から時間変更になります。

以 上